

統一的な基準による財務書類
(令和5年度決算)

京 田 辺 市

目 次

第1章 財務書類の概要

1. はじめに	P 2
2. 財務書類4表	P 3
3. 全体・連結財務書類	P 4

第2章 財務書類4表

4. 貸借対照表	P 6～7
5. 行政コスト計算書	P 8～9
6. 純資産変動計算書	P 10～11
7. 資金収支計算書	P 12～13

第3章 財務書類の分析

8. 資産形成度	P 15～16
9. 世代間公平性	P 17～18
10. 持続可能性（健全性）	P 19～20
11. 効率性	P 21
12. 弾力性	P 22
13. 自律性	P 23

【作成基準日】

令和6年3月31日

（ただし、出納整理期間における現金の受払等は、基準日までに終了したものとして処理しています。）

【端数処理】

原則として、表示単位未満を四捨五入しています。ただし、端数調整を行っていないため、合計と一致しない場合があります。

第1章 財務書類の概要

1 はじめに

一般企業の会計は、複式簿記による発生主義会計を採用していますが、京田辺市を含む地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、現金収支を重視し予算の適正・確実な執行を図るという観点から、客観性、透明性に優れた単式簿記による現金主義会計を採用しています。

単式簿記による現金主義会計では、ストック（資産・負債情報等）やコスト（減価償却費等現金の動きを伴わないコスト）情報が不足するとされており、本市においては企業会計（複式簿記による発生主義会計）の考え方をういた財務書類を平成 20 年度決算分から「総務省方式改定モデル」により作成し、公表してきました。

その後、固定資産台帳の整備等により客観性、比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備の方針が平成 26 年に示され、平成 27 年 1 月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示されたことを受け、本市においても平成 28 年度決算分より統一的な基準による財務書類を作成し、公表するものです。

〈単式簿記〉

経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法。

〈複式簿記〉

経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法。

〈現金主義会計〉

現金の収支に着目した会計処理原則であり、現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する。

〈発生主義会計〉

経済事象の発生に着目した会計処理原則であり、現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる。

■ 統一的な基準による財務書類の整備 ■

	【平成 27 年度決算まで】 総務省方式改定モデル	【平成 28 年度決算から】 統一的な基準
仕 訳 方 法	決算統計をベースとした 簡便仕訳	執行データに基づく仕訳 (期末一括)
固定資産台帳	任意（本市は未整備）	必須
比較可能性	複数のモデルが存在し 比較可能性に欠ける	(全国) 統一的な基準で作成す るため、団体間比較が可能

2 財務書類 4 表

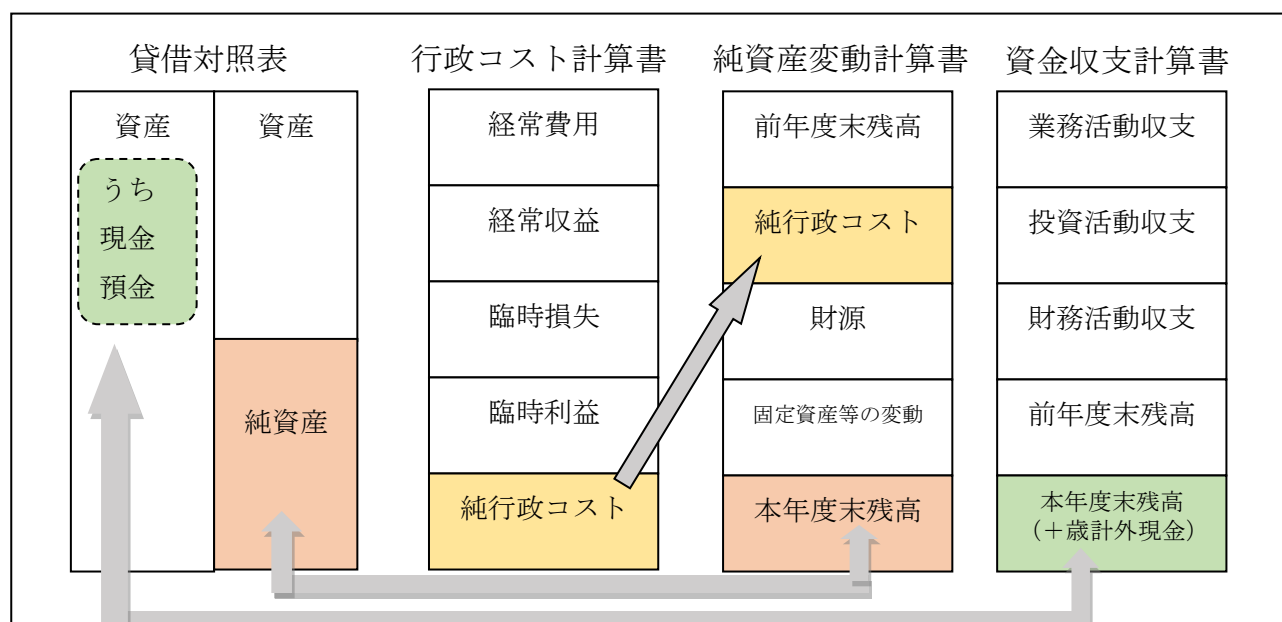
財務書類は、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の4種類で構成されています。

各財務書類の概要は、以下のとおりです。

名称	概要
貸借対照表	基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したもので、公共資産等の保有量、基金残高、その財源となる地方債残高等を一覧表にしたもの。
行政コスト計算書	一会計年度中の費用（現金収支を伴わない減価償却費等を含む）・収益の取引高を表示したもので、一年間の行政サービスに係る経費とそれに伴う使用料及び手数料を表したもの。
純資産変動計算書	一会計年度中の純資産（及びその内部構成）の変動を表したもの。
資金収支計算書	一会計年度中の現金の収入・支出を3つの区分（業務・投資・財務）で表したもの。

また、財務書類4表は、相互に関係しており、それぞれの数値が互いに影響を及ぼし合っています。

■ 4 表の相関関係 ■



3 全体・連結財務書類

本市の財務書類は、一般会計に休日応急診療所特別会計を加えた「一般会計等財務書類」（以下「一般会計等」という。）、市に属する公営事業及び公営企業の特別会計分を加えた「全体財務書類」（以下「全体」という。）、市と連携して行政サービスを実施している関連団体の会計を加えた「連結財務書類」（以下「連結」という。）をそれぞれ作成しています。

■ 対象となる会計の範囲 ■

区分			会計名等
連 結 財 務 書 類	全 体	財 務 書 類 一 般 会 計 等	一般会計
			休日応急診療所特別会計
	財 務 書 類		国民健康保険特別会計
			介護保険特別会計
			後期高齢者医療特別会計
			公共下水道事業会計
			農業集落排水事業会計
			水道事業会計
			京都地方税機構
			京都府自治会館管理組合
			京都府住宅新築資金貸付事業管理組合
			京都府後期高齢者医療広域連合
			学研都市京都土地開発公社
			京田辺市都市緑化協会
			枚方京田辺環境施設組合

第2章 財務書類4表

4 貸借対照表

本市の令和5年度末時点での貸借対照表は、以下のとおりです。

■ 貸借対照表（令和6年3月31日現在） ■

（単位：百万円）

科目	一般会計等	全体	連結	科目	一般会計等	全体	連結
【資産の部】				【負債の部】			
固定資産	95,319	134,949	136,737	固定負債	22,886	48,003	49,750
有形固定資産	89,854	125,421	125,715	地方債	18,725	25,177	25,500
事業用資産	49,565	49,565	49,890	長期未払金	-	-	-
土地	32,634	32,634	32,477	退職手当引当金	2,958	2,958	4,383
立木竹	-	-	-	損失補償等引当金	-	-	-
建物	42,931	42,931	42,963	その他	1,202	19,867	19,867
建物減価償却累計額	-26,949	-26,949	-26,967	流動負債	3,108	4,398	4,718
工作物	5,443	5,443	5,443	1年内償還予定地方債	2,152	2,920	3,228
工作物減価償却累計額	-4,631	-4,631	-4,631	未払金	-	326	328
船舶	-	-	-	未払費用	-	-	0
船舶減価償却累計額	-	-	-	前受金	-	1	2
浮標等	-	-	-	前受収益	-	-	-
浮標等減価償却累計額	-	-	-	賞与等引当金	576	605	610
航空機	-	-	-	預り金	61	61	66
航空機減価償却累計額	-	-	-	その他	319	484	484
その他	-	-	-	負債合計	25,994	52,401	54,468
その他減価償却累計額	-	-	-	【純資産の部】			
建設仮勘定	137	137	606	固定資産等形成分	97,387	137,321	139,124
インフラ資産	39,225	72,916	72,884	余剰分（不足分）	-25,108	-48,017	-48,994
土地	17,448	18,921	18,890			-	-
建物	85	1,468	1,468				
建物減価償却累計額	-63	-736	-736				
工作物	70,763	117,176	117,176				
工作物減価償却累計額	-50,080	-64,985	-64,985				
その他	-	-	-				
その他減価償却累計額	-	-	-				
建設仮勘定	1,071	1,071	1,071				
物品	3,600	8,190	8,197				
物品減価償却累計額	-2,536	-5,250	-5,255				
無形固定資産	123	1,812	1,812				
ソフトウェア	123	123	123				
その他	-	1,689	1,689				
投資その他の資産	5,342	7,716	9,209				
投資及び出資金	129	38	23				
有価証券	-	-	-				
出資金	129	38	23				
その他	-	-	-				
投資損失引当金	-	-	-				
長期延滞債権	218	293	326				
長期貸付金	-	-	0				
基金	5,035	7,432	8,908				
減債基金	-	-	-				
その他	5,035	7,432	8,908				
その他	-	-	0				
徴収不能引当金	-41	-47	-48				
流動資産	2,953	6,755	7,862				
現金預金	392	3,554	3,950				
未収金	497	626	629				
短期貸付金	-	-	-				
基金	2,068	2,372	2,387				
財政調整基金	1,800	2,104	2,119				
減債基金	268	268	268				
棚卸資産	-	12	704				
その他	-	197	197				
徴収不能引当金	-3	-7	-7				
資産合計	98,272	141,704	144,598	純資産合計	72,279	89,303	90,130
				負債及び純資産合計	98,272	141,704	144,598

●全体

「資産」は、将来の資金流入をもたらすもの、将来の行政サービス提供能力を有するものです。本市の資産総額は、一般会計等で 98,272 百万円、全体で 141,704 百万円、連結で 144,598 百万円となりました。

一方、「負債」は将来債権者に対する支払い返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものです。負債総額は一般会計等で 25,994 百万円、全体で 52,401 百万円、連結で 54,468 百万円となりました。

「純資産」は資産と負債の差額であり、地方税、地方交付税、国庫補助金など将来の資金の流出を伴わない財源などが計上されています。純資産総額はそれぞれ一般会計等で 72,279 百万円、全体で 89,303 百万円、連結で 90,130 百万円となりました。

●固定資産

固定資産は本市が公共サービスを提供するために保有している資産です。有形固定資産は事業用資産とインフラ資産、物品に区分して計上します。令和 5 年度末時点で有形固定資産は一般会計等で 89,854 百万円となっており、資産全体の 91.4%を占めています。一般的に地方公共団体では有形固定資産が資産の大部分を占めることが多く、本市においても、資産全体に占める割合は高くなっています。

●流動資産

現金と、将来的に現金化が可能な資産等が計上されており、現金預金・未収金・基金等から構成されています。令和 5 年度末時点での流動資産の総額は一般会計等で 2,953 百万円となり、うち現金預金の残高は 392 百万円となっています。

●固定負債

主に地方債と退職手当引当金から構成されます。令和 5 年度末時点での固定負債の総額は一般会計等で 22,886 百万円となっています。

●流動負債

主に翌年度に償還予定の地方債と賞与等引当金、未払金や預り金等から構成されています。令和 5 年度末時点での流動負債の総額は、一般会計等で 3,108 百万円となっています。

●純資産

資産と負債の差額として計上される純資産は、過去の世代や国、府が負担したもので、将来的な負担がない資産です。令和 5 年度末では一般会計等で 72,279 百万円となりました。

5 行政コスト計算書

本市の令和5年度行政コスト計算書は以下のとおりです。

■ 行政コスト計算書 ■

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位：百万円)

科目	一般会計等	全体	連結
経常費用	27,628	40,496	49,441
業務費用	14,984	18,018	18,478
人件費	7,226	7,520	7,569
職員給与費	5,331	5,523	5,566
賞与等引当金繰入額	576	599	603
退職手当引当金繰入額	68	68	68
その他	1,251	1,331	1,332
物件費等	7,375	9,775	10,058
物件費	4,233	5,061	5,296
維持補修費	880	962	962
減価償却費	2,262	3,751	3,753
その他	—	—	48
その他の業務費用	383	723	851
支払利息	71	184	185
徴収不能引当金繰入額	4	10	11
その他	308	528	655
移転費用	12,644	22,478	30,963
補助金等	5,707	16,894	25,374
社会保障給付	5,567	5,570	5,570
他会計への繰出金	1,357	—	—
その他	13	13	19
経常収益	1,077	3,446	3,663
使用料及び手数料	408	2,498	2,500
その他	669	948	1,164
純経常行政コスト	26,552	37,050	45,778
臨時損失	13	25	25
災害復旧事業費	—	—	—
資産除売却損	13	23	23
投資損失引当金繰入額	—	—	—
損失補償等引当金繰入額	—	—	—
その他	—	1	1
臨時利益	2	2	2
資産売却益	2	2	2
その他	—	0	0
純行政コスト	26,562	37,072	45,800

●全体

通常の行政サービスの提供に要したコスト（経常費用）と通常の行政活動に伴い生じた収入（経常収益）との差額（純経常行政コスト）は、一般会計等で 26,552 百万円、全体で 37,050 百万円、連結で 45,778 百万円のそれぞれ赤字となりました。これに臨時的な収支を加味した差額（純行政コスト）は、一般会計等で 26,562 百万円、全体で 37,072 百万円、連結では 45,800 百万円のそれぞれ赤字となりました。

なお、多くの地方公共団体にあっては、民間企業と異なりサービスを提供しても直接的に対価を受け取ることが少なく、費用が収益を上回ることが多い傾向にあります。

●人件費

職員給与や議員に支払う報酬などのほか、退職手当引当金繰入額や賞与等引当金繰入額が含まれます。令和 5 年度人件費総額は一般会計等で 7,226 百万円となりました。

●物件費等

主に物件費、減価償却費が計上されています。このうち減価償却費は、日数の経過等による資産価値の目減り分（1 年分）です。令和 5 年度の減価償却費は一般会計等で 2,262 百万円となりました。

●その他の業務費用

主に支払利息や徴収不能引当金繰入額等が計上されています。このうち支払利息は、主に市の地方債に対する利子償還額を計上しています。令和 5 年度のその他の業務費用の総額は一般会計等で 383 百万円となりました。

●移転費用

主に補助金等や社会保障給付が計上されています。社会保障給付には、生活保護や児童福祉等に関する費用を計上しています。令和 5 年度の移転費用の総額は一般会計等で 12,644 百万円となりました。

●経常収益

使用料及び手数料等が計上されています。使用料及び手数料は、通常の行政サービスを行うことで市が受益者から受け取る使用料手数料等です。令和 5 年度の経常収益の総額は、一般会計等で 1,077 百万円となりました。

6 純資産変動計算書

本市の令和5年度純資産変動計算書は以下のとおりです。

■ 純資産変動計算書 ■

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位：百万円)

科目	合計			固定資産 等形成分			余剰分 (不足分)			他団体出資等分	
	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結	全体	連結
前年度末純資産残高	70,399	87,178	88,045	93,277	133,647	134,977	-22,878	-46,469	-46,932	-	-
純行政コスト(△)	-26,562	-37,072	-45,800				-26,562	-37,072	-45,800	-	-
財源	27,737	38,394	47,246				27,737	38,394	47,246	-	-
税収等	18,443	22,964	26,476				18,443	22,964	26,476	-	-
国県等補助金	9,294	15,430	20,770				9,294	15,430	20,770	-	-
本年度差額	1,175	1,322	1,445				1,175	1,322	1,445	-	-
固定資産等の変動(内部変動)				3,405	2,969	3,615	-3,405	-2,969	-3,615		
有形固定資産等の増加				5,665	6,903	7,295	-5,665	-6,903	-7,295		
有形固定資産等の減少				-1,651	-3,200	-3,034	1,651	3,200	3,034		
貸付金・基金等の増加				355	355	468	-355	-355	-468		
貸付金・基金等の減少				-964	-1,089	-1,114	964	1,089	1,114		
資産評価差額	-	-	0	-	-	0					
無償所管換等	705	705	705	705	705	705					
他団体出資等分の増加								-	-	-	-
他団体出資等分の減少								-	-	-	-
比例連結割合変更に伴う差額		-	10		-	1		-	9		-
その他	-	99	-76	-	-	-174	-	99	99		
本年度純資産変動額	1,880	2,126	2,085	4,110	3,674	4,147	-2,230	-1,548	-2,063	-	-
本年度末純資産残高	72,279	89,303	90,130	97,387	137,321	139,124	-25,108	-48,017	-48,994	-	-

●全体

純資産は、資産と負債の差額として計上されるもので、過去の世代や国、府が負担したもので、将来的な負担がない資産です。純資産変動計算書は、これら純資産の変動内訳を示しています。令和5年度の純資産変動額は、一般会計等で 1,880 百万円、全体で 2,126 百万円、連結で 2,085 百万円それぞれ増加しました。

●純行政コスト

純行政コストは、行政コストで計算された純行政コストが計上されています。1 年間の行政活動の結果発生した費用は純資産を減らす大きな要因となっています。令和5年度の純行政コストは一般会計等で 26,562 百万円となりました。

●財源

純資産を増加させる要因として、財源があります。財源の具体的な内訳としては、地方税、地方交付税、補助金等が計上されています。令和5年度の財源は、一般会計等で 27,737 百万円となりました。

●税収等

財源のうち税収等には、市税、地方交付税、地方消費税交付金等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の保険料等が計上されています。令和5年度の税収等総額は、一般会計等で 18,443 百万円となりました。

●国県等補助金

国県等補助金は、国や京都府からの補助金等が計上されています。令和5年度の国県等補助金の総額は一般会計等で 9,294 百万円、全体で 15,430 百万円、連結で 20,770 百万円となりました。

●本年度末純資産残高

令和5年度末の純資産残高は、一般会計等で 72,279 百万円となりました。このうち資産形成のために充当した資源の蓄積である固定資産等形成分が 97,387 百万円、地方公共団体で費消可能な財源の蓄積である余剰分（不足分）が△25,108 百万円となりました。なお、余剰分（不足分）は貸借対照表上「純資産残高－固定資産等形成分」により算出され、マイナスになることが多く、この場合余剰分（不足分）は基準日時点における将来の金銭必要額を示しています。

7 資金収支計算書

本市の令和5年度資金収支計算書は以下のとおりです。

■ 資金収支計算書 ■

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日 (単位：百万円)

科目	一般会計等	全体	連結
【業務活動収支】			
業務支出	25,218	36,609	45,653
業務費用支出	12,573	14,131	14,693
人件費支出	7,069	7,361	7,409
物件費等支出	5,126	6,053	6,435
支払利息支出	71	184	185
その他の支出	307	534	664
移転費用支出	12,644	22,478	30,960
補助金等支出	5,707	16,894	25,371
社会保障給付支出	5,567	5,570	5,570
他会計への繰出支出	1,357	-	-
その他の支出	13	13	19
業務収入	27,217	39,525	48,596
税収等収入	18,459	22,271	25,783
国県等補助金収入	7,683	13,819	19,159
使用料及び手数料収入	408	2,489	2,491
その他の収入	666	946	1,164
臨時支出	-	1	1
災害復旧事業費支出	-	-	-
その他の支出	-	1	1
臨時収入	-	0	0
業務活動収支	1,999	2,915	2,943
【投資活動収支】			
投資活動支出	6,020	7,282	6,650
公共施設等整備費支出	5,665	6,778	6,033
基金積立金支出	354	478	592
投資及び出資金支出	-	-	-
貸付金支出	1	1	1
その他の支出	-	24	25
投資活動収入	2,427	3,341	3,455
国県等補助金収入	1,461	2,164	2,164
基金取崩収入	963	1,088	1,201
貸付金元金回収収入	1	1	2
資産売却収入	2	2	2
その他の収入	-	86	86
投資活動収支	-3,593	-3,941	-3,195
【財務活動収支】			
財務活動支出	2,521	3,286	4,755
地方債償還支出	2,180	2,945	4,414
その他の支出	341	341	341
財務活動収入	3,678	3,836	4,534
地方債発行収入	3,678	3,836	4,534
その他の収入	-	-	-
財務活動収支	1,157	550	-221
本年度資金収支額	-437	-476	-474
前年度末資金残高	744	3,945	4,330
比例連結割合変更に伴う差額			5
本年度末資金残高	307	3,469	3,861
前年度末歳計外現金残高	105	105	107
本年度歳計外現金増減額	-20	-20	-18
本年度末歳計外現金残高	85	85	89
本年度末現金預金残高	392	3,554	3,950

●全体

業務活動収支は一般会計等で 1,999 百万円、全体で 2,915 百万円、連結で 2,943 百万円の黒字、投資活動収支は一般会計等で 3,593 百万円、全体で 3,941 百万円、連結で 3,195 百万円の赤字、財務活動収支では一般会計等で 1,157 百万円、全体で 550 百万円の黒字となり、連結で 221 百万円の赤字となった。令和 5 年度の資金収支額としては一般会計等で 437 百万円、全体で 476 百万円、連結で 474 百万円の赤字となりました。

●業務活動収支

業務活動収支は地方公共団体が営む経常的事業等から生じる支出と収入を集計し、その差額を示したものです。業務支出には人件費、物件費、他会計への繰出金、補助金等が計上され、業務収入には、市税、使用料手数料、国や府の補助金等が計上されます。令和 5 年度業務活動収支は、一般会計等で 1,999 百万円の黒字となりました。

なお、収入のうち大きな割合を占める税收等は直接純資産を増やす要因として純資産変動計算書で、使用料及び手数料等については収益として行政コスト計算書で計上しており、資金収支計算書ではこれら 2 つを業務収入としてまとめて計上するため、通常、業務活動収支は黒字となります。

●投資活動収支

投資活動収支は地方公共団体が営む投資的事業に係る臨時・特別に発生する支出と収入を集計し、その差額を示したものです。投資活動支出は貸借対照表における資産を形成するための支出が計上され、投資活動収入は資産形成の財源となる国庫補助金や基金取崩収入等が計上されます。令和 5 年度投資活動収支は一般会計等で 3,593 百万円、全体で 3,941 百万円、連結で 3,195 百万円の赤字となりました。

なお、資産形成には多くの資金が必要となることから、通常、投資活動収支は赤字となります。

●財務活動収支

財務活動収支は、地方債の元本償還等の支出と、新規に発行した地方債収入を集計し、その差額を示したものです。地方債の元本償還と新規発行地方債の多寡によって収支が決まるため、元本償還を進めれば進めるほど赤字となり、新規発行地方債の発行増により黒字に影響します。令和 5 年度財務活動収支は一般会計等で 1,157 百万円、全体で 550 百万円の黒字となり、連結で 221 百万円の赤字となりました。

●本年度末現金預金残高

上記の収支に、前年度末資金残高及び歳計外現金とその増減を合算した本年度末預金残高及び歳計外現金とその増減を合算した本年度末現金預金残高は一般会計等で 392 百万円、全体で 3,554 百万円、連結で 3,950 百万円となりました。

第3章 財務書類の分析

※以下の分析については、特別に記載が無ければ、原則として一般会計等（普通会計）ベースで行っています。

8 資産形成度

資産形成度による分析は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を明らかにするものです。統一基準による財務書類においては固定資産台帳の整備が前提とされており、貸借対照表の資産の部において、地方公共団体の保有する資産のストック情報を網羅的に把握しています。これを住民1人当たり等の指標を用いて分析することで、これまでにない新たな視点を提供することができます。

(1) 住民1人当たり資産額・・・1,367千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
京田辺市	1,296千円	1,301千円	1,324千円	1,367千円
類似団体平均	1,434千円	1,449千円	1,477千円	1,468千円

■ 計 算 式 ■

資産額÷住民基本台帳人口（令和6年1月1日現在71,865人）

■ 説 明 ■

資産額を住民基本台帳人口で除して住民1人当たり資産額とすることにより、人口規模に対して資産の割合が多いか少ないかが明らかになります。

■ 分 析 ■

本市の住民1人当たり資産額は1,367千円(前年度比+43千円)となりました。人口が増加（前年度比+498人）しているものの、資産額も増加（前年度比3,784百万円）したため、1人当たり資産額に換算すると増加している状況です。増加資産の主なものとして、中学校給食施設等があります。今後の人口の推移や、資産の更新計画等を踏まえ長期的に資産額等の推移を見ていく必要があります。

(2) 歳入額対資産比率 2.88年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
京田辺市	2.67年	3.08年	2.87年	2.88年
類似団体平均	2.68年	2.99年	3.09年	3.06年

■ 計 算 式 ■

資産額÷歳入総額

■ 説 明 ■

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

■ 分 析 ■

本市の歳入額対資産比率は2.88年(前年度比+0.01年)となりました。令和5年度は、資産額と歳入総額ともに増加し、歳入額対資産比率は横ばいとなりました。

(3) 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率） 68.5%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
京田辺市	68.2%	69.5%	69.7%	68.5%
類似団体平均	62.9%	63.8%	64.2%	65.1%

■ 計 算 式 ■

減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）

■ 説 明 ■

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

■ 分 析 ■

本市の資産老朽化比率は全体で68.5%(前年度比△0.8ポイント)となりました。近年、増加の要因は既存資産の減価償却費が新規資産の整備費を上回り、増加傾向にありましたが、令和5年度は中学校給食施設整備等の新規資産の整備が大きかったことから、資産老朽化比率は減少しました。全国的に資産の老朽化が進む中、更新や長寿命化対策が課題となっています。本市においても公共施設等総合管理計画により計画的な施設の更新・長寿命化を進めます。

9 世代間公平性

世代間公平性による分析は、「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を明らかにするものです。これは、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされるものです。

(1) 純資産比率・・・73.5%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
京田辺市	73.2%	75.7%	74.5%	73.5%
類似団体平均	70.9%	71.8%	72.9%	73.5%

■ 計 算 式 ■

純資産額÷総資産×100

■ 説 明 ■

純資産比率は総資産に対して、過去及び現世代がどの程度負担してきたかを示すものです。地方公共団体は、地方債の発行を通じて将来世代と現世代の負担の配分を行うことから、純資産の変動は将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。

■ 分 析 ■

本市における純資産比率は73.5%(前年度比△1.0ポイント)となりました。前年から減少した要因は、固定資産の増加による総資産の増加とともに、地方債の発行により負債が増加したためであり、純資産比率の減少は、同時に将来世代への負担の増加を意味します。

今後も公共施設等の新規整備や更新が必要になりますが、純資産比率や将来世代負担比率の数値を参考に、現世代と将来世代の負担の公平性等に留意していく必要があります。

(2) 将来世代負担比率・・・12.2%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
京田辺市	9.1%	8.4%	10.1%	12.2%
類似団体平均	15.9%	15.7%	15.6%	15.5%

■ 計 算 式 ■

地方債残高 ÷ (有形固定資産＋無形固定資産)

※地方債残高については臨時財政対策債等の特例地方債は除いています。

■ 説 明 ■

将来世代負担比率は固定資産に対して将来の償還等が必要な負債による形成割合を示すものです。これにより社会資本等の形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。

■ 分 析 ■

本市における将来世代負担比率は新たな地方債の発行により、12.2%(前年度比＋2.1ポイント)となりましたが、過年度においても、類似団体平均と比較し低いことから、本市においては将来世代の負担が少ない健全な運営ができているといえます。

全国的な傾向として過去世代が負担してきた社会資本は老朽化が進み、将来世代の人口は今後減少局面を迎えることを考えれば、将来世代の負担の先送りは一定程度に抑えるべきと考えられます。本市としても、今後迎える公共施設等の更新時期には財源を地方債に頼ることが想定されますので、将来世代の負担については経年的に見ていき、財源を含めて計画的に資産の更新について判断していく必要があります。

10 持続可能性（健全性）

持続可能性（健全性）による分析は、「財政に持続可能性があるか」を明らかにするもので、財政運営における本質的な視点です。これに関しては第一に地方財政健全化法の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）による分析が行われますが、これに加えて財務書類も有用な情報となります。

（１）住民１人当たり負債額・・・３６２千円

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
京田辺市	347 千円	316 千円	338 千円	362 千円
類似団体平均	417 千円	409 千円	400 千円	390 千円

■ 計 算 式 ■

負債額÷住民基本台帳人口（令和６年１月１日現在 71,865 人）

■ 説 明 ■

負債額を住民基本台帳人口で除して住民１人当たり負債額とすることにより、人口規模に対して負債の割合が多いか少ないかが明らかになります。

■ 分 析 ■

本市における住民１人当たり負債額は３６２千円（前年度比＋２４千円）となりました。近年は本市においては人口が増加していることや、地方債の償還額が新規の地方債の発行額より上回っていたことから、住民１人あたり負債額が減少傾向にありましたが、令和５年度は地方債の発行が増加したことから、昨年比増となりました。

大規模な公共事業等においては地方債（負債）により財源を確保することとなりますが、今後も世代間の公平性の確保や、将来世代の負担が過重とならないよう、計画的な地方債の発行が必要です。

（２）基礎的財政収支（プライマリーバランス）△２１億３２百万円（赤字）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
京田辺市	1,219 百万円	1,844 百万円	△1,223 百万円	△2,132 百万円
類似団体平均	664 百万円	1,669 百万円	1,512 百万円	929 百万円

■ 計 算 式 ■

業務活動収支（支払利息支出除く）＋投資活動収支（基金積立金・基金取崩収入を除く）

■ 説 明 ■

地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示すもので、当該バランスが均衡している場合には経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。

■ 分 析 ■

業務活動収支は業務支出の減少や税収等収入の増加等により昨年より４．９億円増加した２０．０億円となり、投資活動収支は投資活動収入と投資活動支出ともに増加し、３５．９億円のマイナスとなりました。これにより、令和５年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス）は２１．３億円のマイナスとなりました。

大型の建設事業には地方債の発行や基金の取り崩しを伴いますが、当該指標はそれらを除く収支のバランスであるため、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字は「借金や貯金の取崩しをしなければ必要な事業を行う資金を賄えない」状態であることを示しています。

（３）流動比率・・・９５％

■ 計 算 式 ■

流動資産÷流動負債×１００

■ 説 明 ■

短期的な債務である流動負債の返済能力を判断する指標で、手元流動性（短期的な資金繰り）を示す指標です。比率が高いほど短期的な資金繰りにおいて余裕があり、安定性が高いといえます。

■ 分 析 ■

地方債の発行により、本市の流動比率は９５％（前年度比△１１ポイント）となりました。

当該数値が大きいほど、短期的資金繰りに安定性があるといえるため、計画的な地方債の発行が必要となります。

1 1 効率性

効率性は、「行政サービスは効率的に提供されているか」を明らかにするものです、財政の持続可能性と並んで重要な視点です。

行政コスト計算書は地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化を目指す際に不可欠な情報を一括して把握できます。

(1) 住民1人当たり行政コスト・・・370千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
京田辺市	433 千円	360 千円	371 千円	370 千円
類似団体平均	453 千円	386 千円	383 千円	395 千円

■ 計 算 式 ■

純行政コスト÷住民基本台帳人口（令和6年1月1日現在 71,865 人）

■ 説明 ■

行政コスト計算書で算出される純行政コストを住民基本台帳人口で除して住民1人当たり行政コストを算出することにより、人口規模に対する行政コストの割合が多いか少ないかが明らかになります。

■ 分析 ■

本市における住民1人当たり行政コストは370千円となり、前年度からほぼ横ばいとなりました。

全国的な傾向としては、人口減少による税収の減収や、高齢化による社会保障給付の増加等により、行政コストは増加傾向にあると考えられます。本市においては、人口も増加しているため住民1人当たり行政コスト増加は緩やかな傾向となっています。

住民1人当たり行政コストは、地方公共団体の行政活動の効率性を図る指標であることから、行政コストの状況を経年比較、類似団体比較することにより、効率的な財政運営のために引き続き注視する必要があります。

1 2 弾力性

弾力性による分析は、「資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか」を明らかにするものです。財政構造の弾力性を示す指標としては経常収支比率（経常経費充当一般財源の経常一般財源総額に占める比率）等が用いられますが、財務書類による分析も有用です。

例えば、純資産変動計算書において、地方公共団体の資産形成を伴わない行政活動にかかる行政コストに対して地方税、地方交付税等の当該年度の一般財源等がどれだけ充当されているか（行政コスト対税収等比率）を示すことができます。これはインフラ資産の形成や施設建設等の資産形成を行う財源的余裕度がどれだけあるかを示すものです。

（１） 行政コスト対税収等比率・・・９５．７％

■ 計 算 式 ■

純経常行政コスト÷財源×１００

■ 説 明 ■

税収等の一般財源等に対する純行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税収のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができます。この比率が１００％に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに１００％を上回ると過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。

■ 分 析 ■

本市の行政コスト対税収等比率は９５．７％（前年度９９．９％）で昨年度より４．２ポイント改善しました。過去からの蓄積された資産を取り崩すことなく、経常的に発生する行政コストを、市税等の税収等で賄ったことを表しますが、今後も行政コストの増大に注視する必要があります。

13 自律性

自律性は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」を明らかにするものです。

これは地方公共団体の財政構造の自律性に関するものであり、決算統計における歳入内訳や財政力指数が関連しますが、財務書類においても行政コスト計算書で使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であり、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

(1) 受益者負担の割合・・・3.9%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
京田辺市	3.5%	3.9%	4.3%	3.9%
類似団体平均	3.4%	4.1%	4.4%	3.9%

■ 計 算 式 ■

経常収益÷経常費用×100

■ 説 明 ■

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスにかかる受益者負担の金額であり、これを経常経費と比較することにより行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。地方公共団体の行政サービス全体の受益者負担の割合を経年比較や類似団体比較により、本市の受益者負担の特徴を把握することができます。

■ 分 析 ■

本市の受益者負担の割合は3.9%(前年度比△0.4%)となりました。類似団体平均と同程度となっていますが、当該指標は単純な割合の高低により良し悪しを判断するのではなく、自治体が提供するサービスが税金で賄われているか、受益者に一定の負担をいただいているかを表す指標となっています。

行政サービス全体の受益者負担の割合を経年比較、類似団体比較することにより、本市の受益者負担の特徴を把握し、今後の施策決定の参考とすることが重要です。

発行 令和 7 年 8 月

発行元 京田辺市総務部財政課